資料２－３

非公開
※「一定の結論を公表した後、速やかに公開。

（令和4年5月13日公開）

補足資料

遡及改定に向けた推計手法の概要（委員ご提案に基づく）

国土交通省

実際の提出状況

5月（提出なし）	6月（提出なし）	7月（提出なし）	8月（3か月分をまとめて提出）		
平均受注高 **10億円** と補完	平均受注高 **10億円** と補完	平均受注高 **10億円** と補完	**6月分** **5億円** 調査票 **1枚**	**7月分** **10億円** 調査票 **2枚**	**8月分** **15億円** 調査票 **2枚**

6月7月を欠測値補完したまま
8月提出分は合算額を計上
⇒**二重計上問題**

8月受注高を30億円
と調査票を書き換えて処理
⇒**合算問題**

遡及改定に使用可能なデータベース

上記の場合、遡及改定に使用可能なデータベース（集計用データ）は以下の通りとなっている

5月	6月	7月	8月
受注高 **なし** 調査票 **0枚**	受注高 **なし** 調査票 **0枚**	受注高 **なし** 調査票 **0枚**	受注高 **30億円** 調査票 **5枚**

8月は**調査票枚数（5枚）**と**合算後の受注高（30億円）**がデータ化されている

遡及改定に向けた推計手法の概要

③二重計上を排除し、欠測値補完を再計算

5月	6月	7月
平均受注高 $\bar{y}$**億円** を補完	平均受注高 $\bar{y}$**億円** を補完	平均受注高 $\bar{y}$**億円** を補完

①5枚の調査票のうち8月分の調査票を推定
②30億円のうち8月分の受注高を推定

8月

受注高 y_0円
調査票 n_0枚

④建設総合統計の遡及改定にもこの推定結果を活用

遡及改定に向けた推計手法の検証方法（委員ご提案に基づく）

国土交通省

建設工事受注動態統計調査の令和2年度分のデータを用いて以下の検証を実施

①過月分合算の再現

②遡及改定に向けた推計手法の妥当性検証

過月分合算

令和2年度分の調査票データを用いて**「過月分合算」を再現**

前月分合算

当月分のみ

ご提案いただいた推計手法に基づき、**再現した「過月分合算」のデータから、「当月分のみ」の数値を推計し、実際の数値と比較**

※推計手法の検証とは別に、R2年度分における不適切処理等の影響についても検証

一部都道府県における合算継続について

国土交通省

国土交通省における調査票の精査状況は以下のとおり。（数値は精査中）

1　書き換えを行っている可能性がある調査票を特定
（書き換えた可能性が高いもの、または書き換えたか受注額が0だったか判別が不能なもの）

⇒　1,887枚（R元.12月分～R3.10月分）※R3.11月分以降は毎月確認を実施

2　上記の調査票について、追加調査を実施

①　書き換えが行われていないことが確認できたもの　1,734枚
②　追加調査により元の受注額を復元できたもの　71枚
③　追加調査により元の受注額の復元が困難なもの　82枚

【（参考）1/14公表資料抜粋】
・　R2.1月分～R3.3月分の調査票を精査したところ、手作業で書き換えを行っている可能性があるものがあった。
※書き換えた可能性が高いもの　161枚（全体の0.1%）
書き換えたか受注額が0だったかの判別が不能なもの　1228枚（1.0%）計　1389枚（1.2%）

完成予定年月の修正について

国土交通省

完成予定年月が受注月よりも前の月になっている個別工事に関し、事業者に対して当該個別工事を記載した理由をヒアリングしたところ、工事完成後に契約額が確定したケースがほとんどであった。

受注年月	完成予定年月	ヒアリング結果
R3.7	R3.4	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.4	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.4	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.5	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.5	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.6	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.6	竣工後の契約手続となったため
R3.7	R3.4	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.7	R3.5	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.7	R3.5	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.7	R3.6	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.7	R3.6	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.8	R3.5	竣工後の契約手続となったため
R3.8	R3.6	竣工後の契約手続となったため
R3.8	R3.6	竣工後の契約手続となったため
R3.8	R3.7	竣工後の契約手続となったため
R3.8	R3.7	竣工後の契約手続となったため
R3.8	R3.7	竣工後の契約手続となったため
R3.8	R3.5	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.8	R3.7	契約日は完成予定年月より前だが、社内のシステムトラブルにより当該月での受注計上ができなかったため
R3.9	R3.7	竣工後の契約手続となったため
R3.9	R3.8	竣工後の契約手続となったため
R3.9	R3.7	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.9	R3.7	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.9	R3.7	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.9	R3.8	契約日は完成予定年月より前だが、変更工事の金額調整に時間を要し、完成予定年月後の日付を遡る契約となったため
R3.10	R3.9	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.10	R3.9	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.11	R3.9	竣工後の契約手続となったため
R3.11	R3.10	竣工後の契約手続となったため
R3.11	R3.10	竣工後の契約手続となったため
R3.11	R3.9	本体工事完成後に事業主と年間契約の覚書を結び、手直し工事があれば先に施工し、後で注文書を貰い清算処理するため
R3.11	R3.10	契約日は完成予定年月より前だが社内で報告が上がるのが遅れたため
R3.11	R3.10	契約日は完成予定年月より前だが社内で報告が上がるのが遅れたため

（参考）完成予定年月の修正について

国土交通省

【1/14公表資料抜粋】

○ 国土交通省において、調査票記載の個別工事について、提出月より前の完成予定年月が記載されている場合、完成予定年月を提出月に修正。（開始時期不明。元の調査票情報を残しつつ、システム上で自動的に又は手作業で修正。）

大手50社以外　令和元年11月分まではシステムで過去月分を提出月分に修正。
※R1.12月分以降は、調査票を読み込む前に、完成予定年月が過去となる個別工事について、元の調査票情報を残しつつ、受注額を修正するとともに、表面の受注額からも減額。

【イメージ】

＜令和元年8月提出分の調査票＞

公共機関／民間等からの受注工事

工事名	完成予定年月
A工事	令和元年7月

「令和元年8月に受注した工事が
令和元年7月（過去）に完成予定」というエラー

＜令和元年8月提出分の調査票＞

公共機関／民間等からの受注工事

工事名	完成予定年月
A工事	令和元年8月

集計システム上で自動的に
8月に完成予定と修正

大手50社　調査票回収率100%であり、精算変更の場合などに提出月より前の完成予定年月が記載されるため、提出月分のみ修正。令和3年8月分以降は、修正を中止。（受注高の金額としては反映されるが、個別工事の集計には反映していない。）

【イメージ】

3月
受注（5,000万円）
⇓
調査票提出

【総額】5,000万円
【個別工事（内訳）】
（工事名）A工事、（受注）3月
（完成予定）7月、（金額）5,000万円

7月
完成

8月
精算変更（6,000万円に変更）
⇓
差額分（1,000万円）の調査票提出

【総額】1,000万円
【個別工事（内訳）】
（工事名）A工事、（受注）8月
（完成予定）7月、（金額）1,000万円

（受注）8月、（完成予定）7月（過去）
というエラー

【総額】1,000万円
【個別工事（内訳）】
（工事名）A工事、（受注）8月
（完成予定）8月、（金額）1,000万円

（完成予定）8月に修正

（参考）回収率の計算方法誤りについて

国土交通省

【1/14公表資料抜粋】

建設工事受注動態統計調査の回収率の逆数を乗じる推計について

- 建設工事受注動態統計調査は、回答のあった事業者（回収率は約６割）の受注実績から調査対象業者（1万2千業者）全体の実績を推計するため、回収率の逆数を乗じる推計を実施。
- この推計に当たっては、調査対象業者を、①完成工事高別（３層）※1、②公共元請完成工事高別（４層）※2、③都道府県別（47層）に配分した564層に分けて、回収率の逆数を乗じている。

※１完成工事高別：１億円～10億円未満、10億円～50億円未満、50億円以上（50億円以上は全ての業者を抽出）
※２公共元請完成工事高別：3000万未満、3000万円～3億円未満、3億円～10億円未満、10億円以上

（イメージ）ある月の東京における完成工事高50億円以上・公共元請完成工事高10億円以上の階層

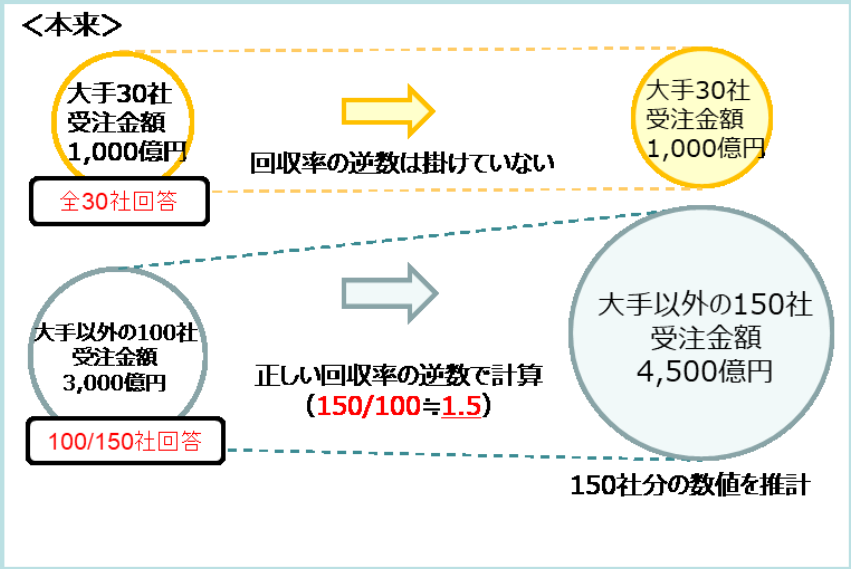

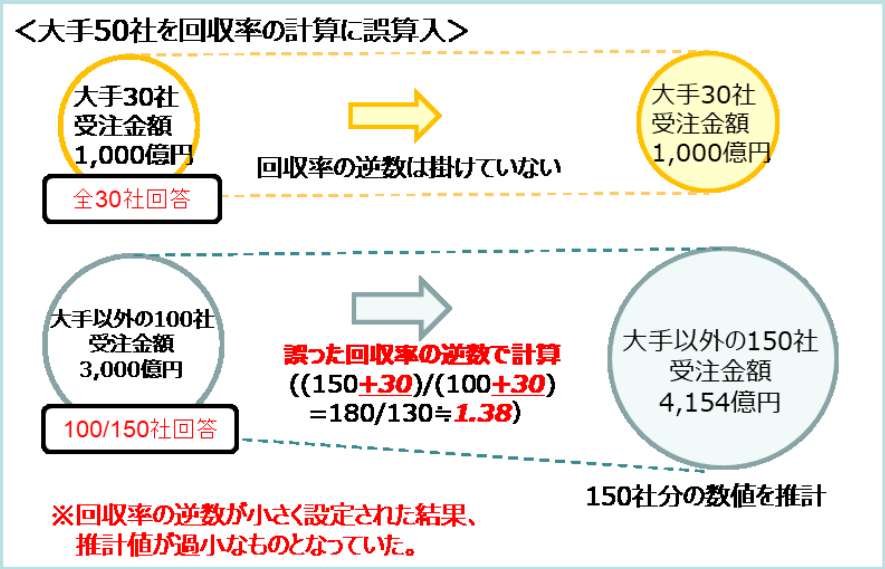

影響

①大手が一定の階層に集中しているため、当該階層での大手を含めた誤った逆数値と正しい値との差が大きくなる。
②大手が集中している階層は、ほかの階層と比べて受注金額が大きいため、当該階層における誤差は全体に影響を生じやすい。

（参考）検証委員会報告書P27の「過月分の検証結果」

国土交通省

H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3
「過月分合算の影響」								「前月分合算の影響」			
0.2%	4.8%	4.9%	6.3%	8.5%	5.0%	8.6%	5.6%	5.1%	5.8%	3.5%	1.0%

【参考】建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会報告書（P27）抜粋
（P27）
エ 令和 2 年 4 月～7 月
(ア)令和 2 年 4 月、総合政策局総務課専門調査官が本件統計室との併任を命ぜられ、これ以降、本件統計室では、同専門調査官が中心となり、平成 31 年 4 月以降の公表値に過月分がどのくらい含まれているのか等の検証作業を進めた。その結果、同年 7 月中には、公表値に占める過月分の割合は、受注高ベースで、平成 31 年 4 月分から令和元年 11月分（都道府県に対し過月分合算を取りやめるよう指示する前の分）につき 0.2%～8.6%、令和元年12月分から令和 2 年 3 月分（都道府県に対し過月分合算を取りやめるよう指示した後の分）につき1.0%～5.8%であること等の検証結果が得られた。しかし、この受注高に関する検証結果が総務省への報告や会計検査院への回答に活用された事実は、確認することができない（過月分を提出した事業者数がどのくらいかを、会計検査院への回答に活用したのみである。）。